

指定生活介護ハートピア谷汲の杜 重要事項説明書

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人大和社会福祉事業センター
法人所在地	岐阜県関市春里町三丁目3番34号
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 大岩 寿喜子 (おおいわ すきこ)
電話番号	0575-22-2377

2. 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定生活介護 平成24年4月1日指定
事業の目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
事業所の名称	ハートピア谷汲の杜
管理者	柏尾 真道
サービス管理責任者	馬場 美江
事業所の所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲深坂1259
連絡先	電話番号 0585-56-1020
運営方針	○利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 ○地域との結び付きを重視し、市町をはじめ関係機関との連携に努める。 ○事業の実施にあたっては、関係法令を遵守する。
開設年月日	平成24年4月1日
定員	30名

3. サービスに係る施設・設備の概要

敷地面積 5578.06㎡  
建物の構造 木造平屋建 (床面積370.99㎡)

おも せつび  
○主な設備

せつび しゆるい 設備の種類	しつ すう 室数	めん せき 面積	び こう 備考
しょくどう 食堂	1 室	46.37 m <sup>2</sup>	
さぎょうしつ えんげい もっこうよう 作業室1 (園芸・木工用)	1 室	63.76 m <sup>2</sup>	
さぎょうしつ しつない 作業室2 (室内)	1 室	100.41 m <sup>2</sup>	
せいかそうだんしつけんわしつ 生活相談室兼和室	1 室	16.56 m <sup>2</sup>	
いむ 医務コーナー		7.45 m <sup>2</sup>	
こういしつ しつ 更衣室(シャワー室)	2 室	13.24 m <sup>2</sup>	だんじよべつ(こういしつないせつち) 男女別 (更衣室内設置)
おくがいさぎょうば 屋外作業場		45.55 m <sup>2</sup>	やね、かぜ 屋根、風よけカーテンあり
さぎょうどう 作業棟	1 棟	96.00 m <sup>2</sup>	
ビニールハウス	1 棟	200.00 m <sup>2</sup>	

ていきよらよくいん せつち じようきよう  
4. サービス提供職員の設置状況

しよくいせい  
○職員体制

しよく しゆ 職種	いん すう 員数	じようきんさん 常勤換算	びこう 備考
かんりしや 管理者	じようきん めい けんむ 常勤1名 (兼務)	1	
サービス管理責任者	じようきん めい 常勤1名	1	
せいかつしえんいん 生活支援員	じようきん めい 常勤4名	4	
せいかつしえんいん 生活支援員	ひじようきん めい 非常勤4名	1.9	
いし 医師	しよくたく めい 嘱託1名	0.01	
かんごし 看護師	ひじようきん めい 非常勤1名	0.1	
じむいん 事務員	じようきん めい ひじようきん めい 常勤1名・非常勤1名	1.7	

きんむ たいせい  
○勤務体制

しよく しゆ 職種	きんむ じかん 勤務時間
かんりしや 管理者	せいき きんむ じかんだい 正規の勤務時間帯(8:00~17:00)
サービス管理責任者	せいき きんむ じかんだい 正規の勤務時間帯(8:00~17:00)
せいかつしえんいん 生活支援員	せいき きんむ じかんだい 正規の勤務時間帯(8:00~17:00)
せいかつしえんいん 生活支援員	せいき きんむ じかんだい 正規の勤務時間帯(8:00~16:30)(9:00~15:30)
いし 医師	ふていき りようしや けんこうかんり ひつよう じかん 不定期 (利用者の健康管理に必要な時間)
かんごし 看護師	きんようび 金曜日 (13:00~15:30)
じむいん 事務員	せいき きんむ じかんだい 正規の勤務時間帯(8:00~17:00)(9:00~15:30)

ていきよび ていきよかん  
5. サービス提供日とサービス提供時間

- げつようび から きんようび ごぜん じ じ ぶん  
(1) 月曜日 から 金曜日 午前9時00分から午後3時30分
- どようび  
(2) 土曜日 午前9時00分から午後1時00分 (提供日は事業計画に基づく。)
- こくみん しゆくじつ かき きゆうか がつ にち にち ねんまつねんし がつ にち がつ にち のぞ  
(3) 国民の祝日、夏期休暇 (8月12日から15日)、年末年始(12月30日から1月4日)を除く。

## 6. サービスの実施地域および利用対象者

実施地域は揖斐郡、安八郡、本巢市の全域とする。ただし実施地域以外の利用者に対し実施する場合もある。  
 利用対象者は知的障害のある18歳以上の者とします。

## 7. サービスの内容

### (1) 自立支援給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用者の希望や家族の意向を踏まえて、利用者の置かれている環境や日常生活全般の状況等を通じて課題を明らかにした上で、適切な支援内容の把握に基づいた到達目標を設定しケース会議を経て個別支援計画を作成します。
介護	利用者の人格を尊重し、状況に応じた適切な技術をもって、食事・排泄・入浴・整容・更衣等、生活全般にわたる援助を行います。
生産活動	利用者一人ひとりの主体性を大切にし、生産活動の機会を提供します。 農園芸作業、籾殻くん炭作業 <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者へ支払います。
余暇活動支援	地域への外出行事への参加を通じて将来地域において本人が希望する生活を送ることができるための支援をします。
健康管理	月に1度体重、体脂肪測定日を設けて健康管理に努めます。 年に2度健康診断を行ない、健康管理に努めます。 常時は、衛生面(手洗い、うがい等)に気を配り疾病予防等に努めます。 また、緊急時必要により主治医等に責任を持って引き継ぎます。
自己管理	自分で出来る範囲のことを少しずつ広げていけるように支援します。
送迎	利用者心身の特性を踏まえ、安全に移動が出来るよう支援を行います。
地域生活移行支援	利用者が地域で生活できるよう、外出、買い物、自活訓練等について心身の特性に応じた適切な支援を行います。
情報提供	利用者が望む情報に対して情報収集やその収集方法などについて支援します。

### (2) 自立支援給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	費用
食事の提供	利用者の希望に応じて、食事を提供します。	昼食400円
生産活動 創作的活動 社会活動	生産活動、創作的活動及び社会活動にかかる費用で、材料費等、利用者へ負担していただくことが適当であるものを負担していただきます。	じっぴ実費

にちじょうせいかつじょうひつよう 日常生活上必要となる諸経費	りようしゃ きぼう 利用者の希望によって、行事における材料費等、教養娯楽と して必要なものを事業者が提供する場合には係る費用を負担し ていただきます。	じっぴ 実費
その他	サービス提供記録等の複製代。 証明書諸書類の発行代。 しゃかいせいかにょう べんぎ 社会生活上の便宜にかかる費用。	じっぴ 実費 じっぴ 実費 じっぴ 実費

## 8. 利用料金

### (1) 自立支援給付費対象サービスの料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

#### 【サービス利用料金】

（円/日）

障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料金	11,470	8,530	5,850	5,240	4,760

### 利用者負担に関する月額上限

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

## (2) 自立支援給付費対象外サービスの料金

前表に従って実費を徴収いたします。

## (3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日までに請求しますので、20日までに以下の方法でお支払い下さい。

指定口座への振込み

おおがききょうりつぎんこう いび してん とうざ  
大垣共立銀行 揖斐支店 当座 NO. 51701

しゃかいふくしほうじんだいわしゃかいふくしじぎょう りぢちやう おおいわ すきこ  
社会福祉法人大和社会福祉事業センター 理事長 大岩 寿喜子

## 9. 利用者の記録及び情報の管理

事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

## 10. 緊急時及び事故発生時における対応

利用者の容態が急変が生じた場合及び事故等が生じた場合は、協力医療機関または利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な措置を速やかに講じます。また利用者及びその家族の指定する者(身元保証人)に対して緊急に連絡します。

医療機関名	ながせしんりょうじよ 長瀬診療所 (ハートピア谷波の杜 嘱託医)
主治医	かわせ はるひこ 河瀬 晴彦
所在地	いびぐんいびがわちやうたにぐみながせ 揖斐郡揖斐川町谷波長瀬1510
電話番号	0585-56-3003
診療科目	ないか か しょうか きか しょうにか 内科・アレルギー科・消化器科・小児科

※ 協力医療機関は、入院治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

## 11. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

損害保険会社名	とうきやうかいじやうにちどうかさいほけんかぶしきかいしや 東京海上日動火災保険株式会社
---------	--

12. 苦情等に関する相談窓口

<p>とうじぎょうしょ 当事業所</p> <p>くじょう そうだんまどぐち 苦情相談窓口</p>	<p>まどぐちたんとうしゃ 窓口担当者</p> <p>サービス管理責任者：馬場美江</p> <p>くじょうかいけつせきにんしゃ 苦情解決責任者</p> <p>かんりしゃ ばくび しんどう 管理者：相尾真道</p> <p>ごりょうじかん ご利用時間</p> <p>8：00～17：00（日・祝祭日、年末年始休日を除く）</p> <p>でんわばんごう 電話番号</p> <p>0585-56-1020</p> <p>※担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。</p> <p>※苦情受付箱を設置しておきますのでご利用下さい。</p>
<p>だい3しゃいいん 第三者委員</p>	<p>ほんじぎょうしょ 本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の</p> <p>たちば たちばから本事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。利用</p> <p>しゃ 者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます</p> <p>（連絡先については、事業所に掲示してあります。）</p> <p>むらかみ ちゆういち 村上 忠一 TEL0575-49-3066</p> <p>やまぎし みよこ 山岸 美代子 TEL0585-55-2138</p> <p>すぎやま えいち 杉山 英一 TEL0585-55-2840</p>

<p>ぎょうせいきかん 行政機関</p> <p>うけつけまどぐち 受付窓口</p>	<p>いびがわちよう やくば 揖斐川町役場</p> <p>揖斐郡揖斐川町三輪133 TEL0585-22-2111</p> <p>おおのちようやくば 大野町役場</p> <p>揖斐郡大野町大字大野80 TEL0585-34-1111</p> <p>もとす しゃくしょ 本巣市役所</p> <p>もとすしもまくわ 本巣市下真桑1000 TEL058-323-7752</p> <p>ごうどちようやくしょ 神戸町役所</p> <p>あんばなん ごうど ちようごうど 安八郡神戸町神戸1111 TEL0584-27-3111</p> <p>いけだちようやくば 池田町役場</p> <p>いびぐん いけだちようろくのい 揖斐郡池田町六之井1468-1 TEL0585-45-3111</p>
<p>けん まどぐち しょうかい 県の窓口を紹介</p>	<p>しよざいち 所在地</p> <p>ぎふし しも なら 岐阜市下奈良2-2-1</p> <p>ぎふけんふくのうぎようかいかん 岐阜県福祉農業会館6F</p> <p>ぎふ けんしゃかいふくし きようぎかい 岐阜県社会福祉協議会内</p> <p>けんらんえいてきせいか いいんかい 県運営適正化委員会</p> <p>でんわばんごう 電話番号</p> <p>058-273-1111</p>

13. 虐待防止に関する相談窓口

<p>とうじぎょうしょぎやくたいほうし 当事業所虐待防止に関する</p> <p>そうだんまどぐち 相談窓口</p>	<p>まどぐちたんとうしゃ 窓口担当者</p> <p>サービス管理責任者：馬場美江</p> <p>ごりょうじかん ご利用時間</p> <p>8：00～17：00（日・祝祭日、年末年始休日を除く）</p> <p>でんわばんごう 電話番号</p> <p>0585-56-1020</p>
---	---

14. 非常災害時の対策

<p>ひじょうじ たいおう 非常時の対応</p>	<p>べつとさだ 別途定める「ハートピア谷波の杜</p> <p>たにぐみ もり きまき たいおう 危機対応マニュアル」により、対応い</p> <p>たします。</p>
<p>へいじょうじ くんれん 平常時の訓練</p>	<p>べつとさだ 別途定める「ハートピア谷波の杜</p> <p>たにぐみ もり しょうぼういかく 消防計画」にのっとり、昼間を想定し</p> <p>ひるま そうてい た避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。</p>
<p>ほうさいせつび 防災設備</p>	<p>じどう かさい ほうちき ・自動火災報知器</p> <p>あり（25カ所）</p> <p>ゆうどうとう ・誘導等</p> <p>あり（9ヶ所）</p> <p>も ほうちき ・ガス漏れ報知器</p> <p>あり（厨房 1ヶ所）</p> <p>ひじょうほうそうせつび ・非常放送設備</p> <p>あり</p> <p>カーテン等は不燃性のあるものを使用しております。</p>
<p>しょうぼういかくとう 消防計画等</p>	<p>しょうぼうしよ とどでひ 消防署への届出日：平成28年12月13日</p> <p>ぼうか かんりしゃ 防火管理者：管理者 柏尾 真道（平成24年2月8日修了）</p>

15. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

らいほう 来訪	じぎょうしよえいぎょうじかんに 事業所営業時間内（平日8：00～17：00）の間にお願ひします。
せつび きぐ りよう 設備・器具の利用	じぎょうしよない せつび きぐ ほんらい ようほう したが 事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した ご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
きつえん 喫煙	き ぼしよ ねが 決められた場所でお願ひします。
きちょうひんとう かんり 貴重品等の管理	も こ えんりよ 持ち込みはご遠慮いたします。
めいわく こういとう 迷惑行為等	そうおんとうほか りようしや めいわく こうい えんりよねが 騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願ひします。

16. 第三者による評価の実施状況

だいさんしや ひようか じっしじようきよう 第三者による評価の実施状況	1 あり	じっしび 実施日	
		ひようかきかん めいししよう 評価機関名称	
		けっか かいじ 結果の開示	1 あり      2 なし
	2 なし		